

中小企業振興基本条例の改正概要について

平成 26 年 12 月 商工政策課

1 改正の趣旨

中小企業の約 9 割を占める小規模企業は、地域経済の安定と発展に寄与するという観点から重要な意義を有しているが、人口減少、高齢化、海外との競争の激化等経済の構造的変化に直面する中、近年、企業数・雇用者数ともに大幅に減少している。

このため、小規模企業の事業活動の活性化や持続的な発展の観点から、平成 25 年に中小企業基本法の改正、平成 26 年に小規模企業振興基本法の制定がなされた。

本県の地域経済においても小規模企業の役割は大きく、小規模企業への支援が急務であることから、小規模企業へ焦点を当て、その持続的な発展を図るため、議会に「熊本県中小企業振興基本条例改正検討委員会」が設置され、12月議会で条例改正案が議員により提案、可決された。

2 主な改正の内容

(1) 小規模企業振興に関する基本方針の新設(第9条第1項)

多様な主体との連携及び協働を推進し、小規模企業の持続的な発展を図ることができるよう、小規模企業の経営の状況に応じ必要な配慮を払いながら、小規模企業に関する施策を講ずるため、次の基本方針を規定した。

多様な需要に応じた商品の販売又は役務の提供及び新たな事業の展開の促進
経営資源の有効な活用並びに必要な人材の育成及び確保
地域経済の活性化並びに地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の促進
小規模企業者への適切な支援を実施するための支援体制の整備

(2) 小規模企業振興に関する措置の新設(第9条第2項)

施策を実施するに当たり講ずる措置を次のとおり規定した。

小規模企業の創業に関する情報の提供及び研修の充実等に努めること。
小規模企業者の事業の承継又は廃止の円滑化に関する情報の提供の促進及び研修の充実等に努めること。
小規模企業の経営を担うべき女性、青年及び高齢者を含む多様な人材の育成及び確保を図るため、小規模企業の事業活動に必要な技能及び知識並びに管理能力の習得、向上又は承継に係る支援に努めること。
小規模企業の事業に必要な人材の確保を図るため、市町村又は大学、高等専門学校、高等学校その他の関係機関と連携した職業能力の開発等に努めるこ

と。

小規模企業者の事業活動に必要な資金の円滑な供給に努めること。

小規模企業者が行う地域住民の生活の向上及び交流の促進に資する事業活動の普及啓発の強化等に努めること。

(3) 小規模企業振興に関する財政上の措置の新設(第10条)

小規模企業振興に関する基本方針に基づき施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることを規定した。

(4) 中小企業振興に関する基本方針の改正又は追加(第7条第1項)

条例制定時以降、必要性が増した事項に係る基本方針を次のように改正又は追加した。

- ・ 「地域の多様な資源、特性等を生かした事業活動を促進する環境の整備」を「中小企業者が国内外に向けて実施する事業活動で、地域の多様な資源、特性等を生かして行うものの促進」に改正
- ・ 女性、青年、高齢者等誰もが安心して働き、活躍することができる雇用環境の整備を追加

(5) 中小企業振興に関する措置の改正(第7条第2項)

条例制定時以降、必要性が増した事項に係る措置を次のように改正した。

- ・ 中小企業者の受注機会の増大の努力規定において、「官公需に関する施策を十分認識した上で」を追記
- ・ 「国その他の関係機関と協力して」を「国、市町村その他の関係機関と連携を図りながら協力して」に改正
- ・ 「地域、産業界及び大学等と連携を図り、効果的な施策の実施に努めること」を「中小企業振興を図る上で必要な情報の収集を行い、地域、産業界及び大学等と連携を図り、中期的な視点に立って、計画的かつ効果的な施策の実施に努めること」に改正

(6) 県内の商工業者の努力規定の新設(第4条第2項)

県内に事務所又は事業所を有する商工業者が、商工団体等への加入、地域と連携した取組等を通じて、地域の活性化に努めることを規定した。

(7) 中小企業に関する団体の努力規定の新設(第5条)

中小企業に関する団体が、基本理念にのっとり、国、県、市町村その他の関係機関と連携し、中小企業者の経営の安定、改善及び向上の支援に積極的に取り組むよう努めることを規定した。

(8) その他

所要の整理を行った。